

**「不法投棄をしない！ させない！ ゆるさない！」
11月は不法投棄撲滅強化月間！**

問環境課 ☎(72) 4438

●不法投棄は犯罪です！

空き地や山間部などでは、電化製品などの不法投棄が後を絶ちません。きれいな環境づくりには、皆さんの協力が必要です。

●自分の敷地に不法投棄！ごみの処理は誰の責任？

土地建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければいけません。

●不法投棄の被害を受けた方にとって大きな負担に…

「大磯町美しいまちづくり条例」により、土地の所有者は不法投棄がされないように、土地の適正な管理に努めなければなりません。空き地や山林などの所有者は、不法投棄がされにくい環境づくりのために、草刈りや柵の設置、看板の掲示等にご協力ください。

※不法投棄をしているところを目撃したら、すぐに警察に通報してください。

●「ポイ捨て」も不法投棄！

軽い気持ちから、空き缶やたばこの吸い殻を投げ捨てる行為も、不法投棄になります。

「大磯町美しいまちづくり条例」では、ポイ捨てを禁止しており、違反すると罰金が科される場合があります。

●不法投棄は海洋汚染につながります！

町は、神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同しています。ペットボトルやレジ袋などのポイ捨てをしないことも、海洋汚染問題やマイクロプラスチック問題への対策として、とても大切なことです。



大磯ふれあい農産物まつり2026

「育てよう地域と農業の共生」をテーマに、町内で生産された農産物や加工品の直売を行います。

なお、J A湘南大磯支店の店舗建替えに伴い、今年度は規模を縮小しての開催となります。また、例年大磯ふれあい農産物まつりと同時に町が開催しております農産物品評会につきましては、中止とさせていただきます。



▲会場のようす

木質バイオマスストーブの使用にご注意ください！

問環境課 ☎(72) 4438

薪ストーブやペレットストーブは、木質資源を燃料としているためカーボンニュートラルであり、地球温暖化対策としても注目されています。

一方で、誤った使用方法により煙や臭いが発生し、近隣トラブルにつながる場合があります。

適切な使用をするとともに、ご近所への配慮をお願いします。

●十分に乾燥したきれいな薪を使いましょう。

乾燥が不十分だと、燃やしたときに煙やにおいが発生します。接着剤や塗料、防腐剤が使用されたものや化学処理された木材は、悪臭や有害な化学物質が発生する恐れがあるので、燃やしてはいけません。

●ごみは燃やさないようにしましょう。

廃棄物の焼却は、法律により原則禁止されています。家庭ごみなどは、適切に分別・処理するようにしましょう。

●定期的な掃除と点検をしましょう。

ススは、風に飛ばされて近隣の迷惑となり、タールは、煙道火災の原因になる恐れがあります。

●火災の発生に注意しましょう。

薪ストーブなどは火を使用するため、近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう。万が一に備えて消火器を用意するなどの対策をすることも大切です。

薪ストーブ等を使用されている方や設置を検討されている方は、環境省発行の「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」を参考にしてください。



問産業観光課 ☎内線263

J A湘南大磯支店 ☎(71) 2511

▶とき

11月28日(土)午前10時～正午

▶ところ

J A湘南大磯支店

▶内容

農産物・加工品の直売(柿、みかん、野菜、手作りこんにゃく等)

※来場者駐車場は国府小学校に用意していますが、台数に限りがありますので、お車でのご来場は極力ご遠慮ください。

※買い物袋の持参にご協力をお願いします。

※ペットを連れての入場はご遠慮ください。